

## 家庭的保育事業等の地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の概要について

地域型保育事業は、市町村の認可事業として、新たに位置づけられるものです。原則として、満3歳児未満の保育を必要とする乳幼児を対象とした事業で、次の4類型があります。

### 地域型保育事業

類 型	内 容
(1) 家庭的保育事業	定員を5人以下とする。 保育者の居宅その他の場所で保育を行う。 家庭的な雰囲気の中で、少人数を対象にきめ細やかな保育を実施する。
(2) 小規模保育事業	定員を6名から19名までとする。 保育を目的とした様々なスペースで、比較的小規模に保育を実施する。 以下の3つの類型がある。 ・A型：保育所分園に近いもの ・B型：AとCの中間的なもの ・C型：家庭的保育に近いもの (C型のみ定員は6人以上10人以下とされています。)
(3) 事業所内保育事業	企業が主として従業員の仕事と子育ての両立支援策として実施する。 従業員のほかに、地域の保育を必要とする子どもにも保育を提供する。
(4) 居宅訪問型保育事業	保育を必要とする子どもの居宅において、1対1を基本とする保育を実施する。

※地域型保育事業については、認可基準に適合し、必要な条件を満たす場合には、欠格事由に該当する場合や需給調整が必要な場合でない限り、原則として認可することになります。

地域型保育事業を、国や都道府県、市町村以外のものが行う際には、市町村の認可を受ける必要があります。この認可基準については、国の定める「従うべき基準」に基づき、市町村が条例で定める必要があります。

従うべき基準	・職員の資格・員数 ・乳幼児の適切な処遇の確保、秘密の保持、児童の健全な発達に密接に関連するもの。
参酌すべき基準	上記以外

※従うべき基準・・・国の定める基準に従う必要があるもの

参酌すべき基準・・・国の定める基準を参考にして判断する必要があるもの

※「保育室及びその面積（面積基準）」については、地域の実情に応じて、公的なスペース等の活用を図るため、保育所等とは異なり「参酌すべき基準」とされています。

(1) 家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準

項目	国の対応方針		本市基準案
職員数	3 : 1 (子どもの数 : 職員の数) ただし、家庭的保育補助者を置く場合 5 : 2とする。		従 国基準のとおり
保育 従事者	家庭的保育者 必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識、及び経験を有すると市長が認める者 家庭的保育補助者 必要な研修を修了し市長が認める者		従 国基準のとおり
設備・面積	保育室等	保育を行う専用の部屋 1人3.3㎡(部屋自体は9.9㎡以上が必要)	参 国基準のとおり
	屋外 遊戯場	同一敷地内に遊戯等に適した広さの庭 ※付近の代替地可 2歳以上児 1人3.3㎡	参 国基準のとおり
給食	調理	自園調理(連携施設又は同一・関連法人が運営する小規模保育事業、事業所内保育事業所、社会福祉施設、医療機関等からの搬入も可能) ※現在自園調理を行っていない事業から移行する場合は第1期の市町村事業計画の終期(平成31年度末)までに体制を整える前提で経過措置有。	従 国基準のとおり
	設備	調理設備(通常のキッチン程度を想定。) ※連携保育施設から搬入する場合、加熱、保存等の調理機能が必要。	従 国基準のとおり
	職員	調理員(保育を行う子どもが3人以下の場合、家庭的保育補助者が調理業務に従事できる) ※調理業務の全部委託・連携施設等からの搬入の場合不要。	従 国基準のとおり
耐火基準	現行の取り扱いを基本にさらに検討する。 ・火災報知器、消火器の設置 ・消火訓練・避難訓練の定期的な実施		参 国基準のとおり
連携施設	次に掲げる事項に係る連携協力を行う連携施設(保育所、幼稚園、又は認定こども園)を適切に確保しなければならない。 ・集団保育の機会の設定・相談・助言・その他の保育の内容に関する支援 ・必要に応じた代替保育の提供 ・保護者の希望に基づく、卒園児童の連携保育施設における受け入れ ※連携施設の設定が困難であり、更なる環境整備が必要と市町村が判断した場合、第1期の市町村事業計画の終期(平成31年度末)までの間、国が検討している一定の措置を講じた上で、連携施設の設定を求めないことができる(経過措置)		従 国基準のとおり
嘱託医	嘱託医(連携施設と同一の嘱託医への委嘱も可)		従 国基準のとおり

(2) 小規模保育事業の設備及び運営に関する基準

項目	国の対応方針				本市基準案
	A (分園型)	B (中間型)	C (家庭的保育型)		
職員数 ☆は特例 地域型保育 給付の場合	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 ☆3歳児 20:1 ☆4歳以上児 30:1 +1人	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 ☆3歳児 20:1 ☆4歳以上児 30:1 +1人	0～2歳児 3:1 補助者を置く場合 5:2	従	国基準 のとおり
保育従事者	保育士	保育士+保育従事者 ※保育士割合1/2以上	家庭的保育者 +家庭的保育補助者	従	<b>B型の保育 従事者にお ける保育士 の割合を 2/3以上と する</b>
	※保健師又は看護師を1人に限り保育士とみなすことができる。		※家庭的保育者 必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識、及び経験を有すると市長が認める者 ※家庭的保育補助者 必要な研修を修了し市長が認める者		
保育室等	0、1歳児 乳児室又はほふく室 1人 3.3㎡ 2歳児 保育室又は遊戯室 1人 1.98㎡		0、1歳児 乳児室又はほふく室 1人 3.3㎡ 2歳児 保育室又は遊戯室 1人 3.3㎡	参	国基準 のとおり
屋外遊戯場	屋外遊戯場 (付近の代替地可) 2歳児 1人につき 3.3㎡			参	国基準 のとおり
給食	方法	自園調理 (連携施設又は同一・関連法人が運営する小規模保育事業、事業所内保育事業所、社会福祉施設、医療機関等からの搬入可能) ※現在自園調理を行っていない事業から移行する場合は、第1期の市町村事業計画の終期 (平成31年度末) までに体制を整える前提で経過措置有。		従	国基準 のとおり
	設備	調理設備 (通常のキッチン程度を想定) ※連携保育施設から搬入する場合、加熱、保存等の調理機能が必要。		従	国基準 のとおり
	職員	調理員 (調理業務の委託、連携施設からの搬入の場合不要)		従	国基準 のとおり
耐火基準	建築基準法による規制に認可保育所に準じた上乘せあり			参	国基準 のとおり
連携施設	次に掲げる事項に係る連携協力を行う連携施設 (保育所、幼稚園、又は認定こども園) を適切に確保しなければならない。 ・ 集団保育の機会の設定・相談・助言・その他の保育の内容に関する支援 ・ 必要に応じた代替保育の提供			従	国基準 のとおり

	<p>・保護者の希望に基づく、卒園児童の連携保育施設における受け入れ</p> <p>※連携施設の設定が困難であり、更なる環境整備が必要と市町村が判断した場合、第1期の市町村事業計画の終期（平成31年度末）までの間、国が検討する一定の措置を講じた上で、連携施設の設定を求めないことができる（経過措置）</p>		
嘱託医	嘱託医の設置（連携施設と同一の嘱託医への委嘱も可）	従	国基準 のとおり

(3) 事業所内保育事業の設備及び運営に関する基準

項目	国の対応方針			本市基準案	
	定員 20 人以上	定員 19 人以下			
職員数 ☆は特例 地域型保 育給付の 場合	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 ☆3歳児 20:1 ☆4歳以上児 30:1 ※職員数は事業所1つにつ き2人を下回ることはでき ない。	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 ☆3歳児 20:1 ☆4歳以上児 30:1 +1人	従	国基準のとおり	
保育 従事者	保育士（保育所と同様）	保育士1/2以上 （保育士以外は研修を修了したもの） 保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。	従	国基準のとおり	
保育室等	0、1歳児 乳児室1人1.65㎡又は ほふく室 1人3.3㎡ 2歳児 保育室又は遊戯室 1人 1.98㎡	0、1歳児 乳児室ほふく室 1人3.3㎡ 2歳児 保育室又は遊戯室 1人1.98㎡	参	国基準のとおり	
屋外 遊戯場	屋外遊戯場（付近の代替地可）2歳児1人につき3.3㎡		参	国基準のとおり	
給 食	方法	自園調理（連携施設又は同一・関連法人が運営する小規模保育事業、 事業所内保育事業所、社会福祉施設、医療機関等からの搬入可能） ※現在自園調理を行っていない事業から移行する場合は、第1期の 市町村事業計画の終期（平成31年度末）までに体制を整える前提 で経過措置有。	従	国基準のとおり	
	設備	調理室	調理設備	従	国基準のとおり
		自園調理（連携施設又は同一・関連法人が運営する小規模保育事業、 事業所内保育事業所、社会福祉施設、医療機関等からの搬入可能） ※外部搬入とする場合、加熱、保存等の調理機能が必要。			
職員	調理員（調理業務の委託、連携施設等からの搬入の場合不要）		従	国基準のとおり	
耐火基準	建築基準法による規制に認可保育所に準じた上乘せあり		参	国基準のとおり	
連携施設	定員20名以上 連携保育施設を確保しないことができる。 定員19名以下 次に掲げる事項に係る連携協力を行う連携施設 （保育所、幼稚園、又は認定こども園）を適切に確保しなければなら ない。 ・集団保育の機会の設定・相談・助言・その他の保育の内容に関する 支援		参	国基準のとおり	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じた代替保育の提供</li> <li>・保護者の希望に基づく、卒園児童の連携保育施設における受け入れ</li> </ul> <p>※連携施設の設定が困難であり、更なる環境整備が必要と市町村が判断した場合、第1期の市町村事業計画の終期(平成31年度末)までの間、国が検討する一定の措置を講じた上で、連携施設の設定を求めないことができる(経過措置)</p>																													
嘱託医	嘱託医(連携施設と同一の嘱託医への委嘱も可)	従	国基準のとおり																											
共同運営	複数企業による共同運営が可能	参	国基準のとおり																											
地域枠の子どもの受け入れの設定	<p>地域枠の設定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">定員区分</th> <th>地域枠の定員</th> </tr> <tr> <th>国基準案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1名～5名</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>6名～7名</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>8名～10名</td> <td>3名</td> </tr> <tr> <td>11名～15名</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>16名～20名</td> <td>5名</td> </tr> <tr> <td>21名～25名</td> <td>6名</td> </tr> <tr> <td>26名～30名</td> <td>7名</td> </tr> <tr> <td>31名～40名</td> <td>10名</td> </tr> <tr> <td>41名～50名</td> <td>12名</td> </tr> <tr> <td>51名～60名</td> <td>15名</td> </tr> <tr> <td>61名～70名</td> <td>20名</td> </tr> <tr> <td>71名～</td> <td>20名</td> </tr> </tbody> </table>	定員区分	地域枠の定員	国基準案	1名～5名	1名	6名～7名	2名	8名～10名	3名	11名～15名	4名	16名～20名	5名	21名～25名	6名	26名～30名	7名	31名～40名	10名	41名～50名	12名	51名～60名	15名	61名～70名	20名	71名～	20名	参	国基準のとおり
定員区分	地域枠の定員																													
	国基準案																													
1名～5名	1名																													
6名～7名	2名																													
8名～10名	3名																													
11名～15名	4名																													
16名～20名	5名																													
21名～25名	6名																													
26名～30名	7名																													
31名～40名	10名																													
41名～50名	12名																													
51名～60名	15名																													
61名～70名	20名																													
71名～	20名																													

(4) 居宅訪問型保育事業の設備及び運営に関する基準

項目	国の対応方針		本市基準案
職員数	0～2歳児 1：1	従	国基準のとおり
保育従事者	家庭的保育者 (必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識、及び経験を有すると市長が認める者)	従	国基準のとおり
提供する保育	次の各号に掲げる保育を提供するものとする。 ① 障害、疾病等の程度を勘案して、集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育 ② 教育・保育施設、地域型保育事業の利用定員の減少、確認の辞退をする際に、現に利用している子ども・保護者に対応するために、継続して行う保育 ③ 優先的に保育を行う必要があると認められる児童への措置に対応するために行う保育 ④ 母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育 ⑤ 離島、その他の地域であって、居宅訪問型保育事業以外の地域型保育事業の確保が困難であると市が認めるものにおいて行う保育	参	国基準のとおり
屋外遊戯場	設定なし (保護者・子どもの居宅において保育を行うという特性を踏まえ、設定なし)	参	国基準のとおり
給食	設定なし (保育者による調理・食事の提供は、行わないことを基本とする)	参	国基準のとおり
耐火基準	設定なし (保護者・子どもの居宅において保育を行うという特性を踏まえ、設定なし。ただし、実際の居宅訪問時における消火器や避難経路の確認等を促す)	参	国基準のとおり
連携施設	連携保育施設の設定は一律には求めないが、「①障害、疾病等の程度を勘案して、集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育」に該当する場合には、障害児入所支援施設やそのほか市が指定する施設の確保を求める。	従	国基準のとおり

## 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の概要について

新制度では、市町村は、「施設型給付（認定こども園・幼稚園・保育所）」や「地域型保育給付（小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育）」の対象となることを希望する教育・保育施設や事業者について、施設や事業者の申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、設定区分ごとの利用定員を定めた上で、給付の対象となることを「確認」し、給付費を支払うことになります。

「確認」を受ける施設・事業者の要件は、次の2点です。

- (1) 学校教育法、児童福祉法等に基づく認可基準等を満たし「認可」を受けること。
- (2) 市町村が条例で定める運営に関する基準（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準）を満たすこと。

なお、既存の幼稚園、保育所、認定こども園は別段の申し出をしない限り、施設型給付を受ける確認があったものとみなされます（みなし確認）。

(2) の運営基準については、国が定める「従うべき基準」「参酌すべき基準」に基づき、各市町村が条例で定めることとなります。

従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"><li>・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用定員</li><li>・施設や事業の運営に関する事項であって、事業の適切な処遇の確保及び秘密の保持に関するもの</li><li>・児童の健全な発達に密接に関連するもの</li></ul>
参酌すべき基準	上記以外

※従うべき基準・・・国の定める基準に従う必要があるもの

参酌すべき基準・・・国の定める基準を参考にして判断する必要があるもの

### 利用定員に関する基準

項目	国の対応方針		本市基準案
利用定員	<p>確認を受ける施設・事業の利用定員は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定こども園は、利用定員の数を20名以上とし、1号認定(3-5歳 教育のみ)・2号認定(3-5歳 保育)・3号認定(0-2歳 保育)子どもの区分を定める。</li> <li>・保育所は、利用定員の数を20名以上とし、2号・3号認定子どもの区分を定める。</li> <li>・幼稚園は、1号認定子どもの区分を定める。</li> <li>・家庭的保育事業は、利用定員の数を1人以上5人以下とし、3号認定子どもの区分を定める。</li> <li>・小規模保育事業A型、B型は、利用定員の数を6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型は、利用定員の数を6人以上10人以下とし、3号認定子どもの区分を定める。</li> <li>・事業所内保育事業は、その雇用する労働者の子ども、3号認定子どもの区分を定める。</li> <li>・3号認定子どもの区分については、満1歳に満たない子どもと満1歳以上の子どもに区分する。</li> </ul>	従	国基準のとおり
定員の遵守	<ul style="list-style-type: none"> <li>・やむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えて受け入れを行ってはならない。</li> </ul>	参	国基準のとおり

### 運営に関する基準

項目	国の対応方針		本市基準案
提供する教育・保育の内容及び手続きの説明、同意、契約	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者は、利用申込者に対して、「運営規程の概要」、「職員の勤務体制」等の重要事項を記した文書を交付して事前説明を行い、特定教育・保育の提供の開始について利用者の同意を得なければならない。</li> </ul>	従	国基準のとおり
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用申込者の申し出に対応して、文書の交付に代えて、電子ファイル等を提供することも可能とする。</li> </ul>	参	国基準のとおり
応諾義務(正当な理由のない提供拒否の禁止)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。「正当な理由」は①定員に空きがない場合、②定員を上回る利用の申し込みがあった場合(選考が必要)、③その他特別な事情がある場合等を基本とする。</li> <li>・施設・事業者は、市町村が行うあっせん及び要請等については、できる限り協力しなければならない。</li> </ul>	従	国基準のとおり

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定教育・保育施設は、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を講じるものとする。</li> </ul>	参	国基準のとおり
定員を上回る利用の申し込みがあった場合の選考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定員を上回る利用の申し込みがあった場合、国が定める選考基準に基づき、選考を行うことになるが、その選考方法については、明示する。</li> <li>・教育標準時間認定を受けた子どもの場合、抽選、申込みを受けた順序、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づき選考する。</li> <li>・保育認定を受けた子どもの場合は、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう、市町村が調整する。</li> </ul>	従	国基準のとおり
支給認定証の確認・支給認定申請の援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者は、特定教育・保育の提供を求められた場合、支給認定証により支給認定の有無、有効期間等確かめることとする。</li> <li>・事業者は、支給認定を受けていない保護者から利用の申し込みがあった場合、当該申請が行われるよう必要な援助を行うこととする。</li> </ul>	参	国基準のとおり

### 教育・保育の提供に関する基準

項目	国の対応方針		本市基準案
教育・保育の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園は幼稚園教育要領、保育所・特定地域型保育事業者は保育所保育指針、幼保連携型認定こども園は幼保連携型認定こども園教育・保育要領（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえる）に基づき、子どもの心身の状況等に応じて、教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</li> </ul>	従	国基準のとおり
子どもの心身の状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常に子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握に努め、子ども又は保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言等を行わなければならない。</li> </ul>	参	国基準のとおり

子どもの適切な処遇	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。</li> <li>職員は、子どもに対し、子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</li> <li>特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る）の長たる管理者は、懲戒に関しその子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等権限を濫用してはならない。</li> </ul>	従	国基準のとおり
教育・保育の提供の終了について	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育・保育の提供の終了に際して、小学校における教育又はほかの教育・保育施設において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、密接に連携に努めなければならない。</li> </ul>	参	国基準のとおり
連携施設との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。）は、「保育内容に関する支援」や「卒園後の受け皿」として、連携協力を行う特定教育・保育施設を適切に確保しなければならない。（利用定員が20人以上の事業所内保育事業を行う者を除く。）</li> <li>居宅訪問型事業を行うものは、乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、あらかじめ連携する障害児入所支援施設その他の市町村の指定する施設を適切に確保しなければならない。</li> <li>ただし、離島その他の地域であつて、連携する施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいてはこの限りではない。</li> </ul>	従	国基準のとおり
利用者負担額について	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設・事業者が、特定教育・保育、特定地域型保育事業を提供した際は、保護者から法に定める利用者負担額の支払いを受けるものとする。</li> </ul>	従	国基準のとおり
上乗せ徴収等の扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定教育・保育、特定地域型保育の提供に当たって、特定教育・保育、特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価については、要する費用として見込まれるものの額と基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払いを支給認定保護者から受けることができる。</li> <li>特定教育・保育、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払いを支給認定保護者から受けることができる。</li> </ul> <p>① 日用品、文房具等の購入に要する費用</p>	従	国基準のとおり

	<p>② 特定教育・保育、特定地域型保育に係る行事への参加に要する費用</p> <p>③ 食事の提供に要する費用</p> <p>④ 特定教育・保育施設、特定地域型保育の利用の際に提供される便宜に要する費用等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定教育・保育施設、特定地域型保育は、上記の支払いを受ける額のほか、直接支給認定子どもの便益を向上させるものであって、支給認定保護者に支払いを求めることが適当である便宜について、当該便宜にかかる費用の額の支払を当該支給認定保護者から受けることができる。</li> <li>・特定教育・保育施設、特定地域型保育において金銭の支払いを求める際には、あらかじめ金銭の支払いを求める理由について、保護者に説明を行い、同意を得ることとする。</li> </ul>		
利用者に関する市町村への通知（不正受給の防止）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給付（委託費）を受けている子どもの保護者が虚偽、不正行為によって教育・保育の提供を受けている、又は受けようとしていることを施設・事業者が把握した場合、市町村に対して通知することを求めることとする。</li> </ul>	参	国基準のとおり
特別利用保育・特別利用教育の提供（定員外利用の取り扱い）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別利用保育・特別利用教育・特別利用地域型保育を提供する場合の職員の配置、設備、教育・保育の内容は、当該施設・事業で定員を設定している認定区分の子どもと同じ認可基準等によることを基本とする。</li> </ul>	従	国基準のとおり

管理・運営に関する基準

項目	国の対応方針		本市基準案
運営規定の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設・事業者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</li> <li>① 施設の目的及び運営の方針</li> <li>② 提供する特定教育・保育の内容</li> <li>③ 職員の職種、員数及び職務の内容</li> <li>④ 特定教育・保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日</li> <li>⑤ 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額</li> <li>⑥ 認定区分ごとの利用定員</li> <li>⑦ 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項</li> <li>⑧ 緊急時等における対応方法</li> <li>⑨ 非常災害対策</li> <li>⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項</li> <li>⑪ その他重要事項</li> </ul>	参	国基準のとおり
情報の明示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定教育・保育施設は、当該特定・教育保育施設の見やすい場所に運営規定の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他、利用申込の際に特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</li> <li>・提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。</li> </ul>	参	国基準のとおり
秘密保持等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</li> <li>・職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。</li> <li>・特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供にあたっては、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。</li> </ul>	従	国基準のとおり

<p>事故等の防止、発生時の対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに子どもの体調の急変が生じた場合等には、速やかに当該子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</li> <li>・事故の発生又はその再発を防止するため、以下のような措置を講じなければならない。</li> </ul> <p>の方法等が記載された事故発生の防止のための指針</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 事故が発生した場合の対応、報告を整備すること</li> <li>② 事故が発生した場合、それに至る危険性がある事態が生じた場合に、報告、分析を通じた改善策を従業員に周知徹底する体制を整備すること</li> <li>③ 事故発生の防止のための委員会及び従業員に対する研修を定期的に行うこと</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、子どもの家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</li> <li>・事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。</li> <li>・賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに行わなければならない。</li> </ul>	<p>参</p>	<p>国基準のとおり</p>
<p>評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提供する特定教育・保育、特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</li> <li>・定期的に保護者その他の関係者による評価又は外部の者による評価を受けて、結果を公表し、改善を図るよう努めなければならない。</li> </ul>	<p>参</p>	<p>国基準のとおり</p>
<p>苦情処理</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提供した特定教育・保育に関する支給認定子どもの家族からの苦情に迅速且つ適切に対応するために必要な措置を講じなければならない。また、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</li> <li>・提供した教育・保育に関し、市町村が行う報告又は当該市町村の職員からの質問等に応じ、又は苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行わなければならない。</li> </ul>	<p>参</p>	<p>国基準のとおり</p>
<p>会計処理</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。</li> </ul>	<p>参</p>	<p>国基準のとおり</p>

記録の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たり、提供日及び内容その他必要な事項を記録しなければならない。</li> <li>・職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</li> </ul>	参	国基準のとおり
運営管理に関するその他の事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設・事業者は、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。また、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</li> <li>・施設・事業者は、その施設・事業について広告する場合、虚偽又は誇大なものとしてはならない。</li> </ul>	参	国基準のとおり

### 撤退時の基準

項目	国の対応方針		本市基準案
確認の辞退・定員減少における対応（利用者の継続利用のための便宜提供等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設・事業者は、施設・事業の撤退時における市町村又は当該施設・事業者等からの連絡調整については、当該施設・事業を現に利用している子ども・保護者に対して継続して教育・保育が提供されるよう、できる限り協力する。</li> <li>・上記に伴い、協力する教育・保育施設・地域型保育事業者については、利用定員の弾力化に当たって配慮する。</li> </ul>	参	国基準のとおり

## 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の概要について

放課後児童健全育成事業とは、保護者が日中就労等で家庭にいない小学生に対し、授業終了後の遊びや生活の場を提供するものです。

新制度では、その対象者が「おおむね 10 歳未満の児童」から「小学校に就学している児童」に変更になりました。(鎌倉市では、現在、「小学校に就学している児童」を対象にしています。)

事業実施における設備及び運営についての基準については、国が定める「従うべき基準」に基づき、市町村が条例で定める必要があります。

従うべき基準	従事する者及びその員数
参酌すべき基準	上記以外

※従うべき基準・・・国の定める基準に従う必要があるもの

参酌すべき基準・・・国の定める基準を参考にして判断する必要があるもの

### 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

項目	国の対応方針		本市基準案
従事する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>「児童の遊びを指導する者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 38 条第 2 項各号のいずれかに該当する者を基本とする）」であって、都道府県が行う研修を修了したものとする。（一定の経過措置あり）</li> <li>(※) 研修 基本的な生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援などに必要な知識・技能を保管するための研修。</li> </ul>	従	国基準のとおり
員数	<ul style="list-style-type: none"> <li>放課後児童健全育成事業において支援する児童の集団を「支援の単位」として定め、その集団に対しては、職員を 2 人以上配置することとし、うち 1 名は有資格者とする。</li> </ul>	従	国基準のとおり
支援の単位の規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>「支援の単位」は、児童の情緒面への配慮や安全性の確保の観点から、おおむね 40 人までとすることが適当。</li> <li>「児童数」の考え方については、毎日利用する人数に、一時的に利用する児童の平均利用人数を加えた数（＝実利用人数）とする。</li> <li>児童数がおおむね 40 人を超える場合は、複数の集団に分けて対応するよう努める。</li> </ul>	参	国基準のとおり
施設・設備	専用室・専用スペース <ul style="list-style-type: none"> <li>専用室・専用スペースを設けること。ただし、放課後児童健全育成事業を利用しない児童との共用も可能とする。</li> <li>面積は「児童 1 人当たりおおむね 1.65 m<sup>2</sup>以上」を確保する。</li> </ul>	参	国基準のとおり

	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・静養スペースを設けること。</li> <li>・静養スペースの設置方法は、子どもの安全面、健康、衛生面に配慮しつつ、実情に応じたものとする。</li> </ul>	参	国基準のとおり
開所日数、開所時間		・年間 250 日以上の開所日数、平日 3 時間以上（休日については 1 日 8 時間以上）の開所時間を原則とする。	参	国基準のとおり
その他の基準	非常災害対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。</li> <li>・避難及び消火に対する訓練は、定期的に行わなければならない。</li> </ul>	参	国基準のとおり
	技能の向上	・事業者は、職員に対して、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	参	国基準のとおり
	利用者を平等に取り扱うこと	・利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取り扱いをしてはならない。	参	国基準のとおり
	虐待等の防止	・利用者に対し、児童福祉法 33 条の 10 各号に掲げる行為、その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	参	国基準のとおり
	衛生管理等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については衛生的な管理に努め、必要な措置を講じなければならない。</li> <li>・感染症又は食中毒が発生しないように、又発生した場合には蔓延しないように必要な措置を講じなければならない。</li> <li>・必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。</li> </ul>	参	国基準のとおり
	運営規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規定を定めておかななくてはならない。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 事業の目的及び運営の方針</li> <li>② 職員の職種、員数及び職務の内容</li> <li>③ 開所している日及び時間</li> <li>④ 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額</li> <li>⑤ 利用定員</li> </ol>	参	国基準のとおり

	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑥ 通常の事業の実施区域</li> <li>⑦ 事業の利用に当たっての留意事項</li> <li>⑧ 緊急時等における対応方法</li> <li>⑨ 非常災害対策</li> <li>⑩ 虐待の防止のための措置に関する重要事項</li> <li>⑪ その他事業の運営に関する重要事項</li> </ul>		
秘密の保持に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正当な理由がなく、その業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</li> </ul>	参	国基準のとおり
苦情への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</li> </ul>	参	国基準のとおり
保護者、小学校等との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。</li> <li>・児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。</li> </ul>	参	国基準のとおり
事故発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故が発生した場合には、速やかに、利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</li> <li>・利用者に対する支援により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</li> </ul>	参	国基準のとおり